

## 全柔連主催大会における柔道衣および帯の認証並びに柔道衣の表示に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）が主催する大会のうち全柔連が指定する大会に出場する選手が着用する柔道衣（上衣および下穿）および帯の認証に関する事項、並びに選手が着用する柔道衣の表示を定めることにより、大会における公正、公平を保つとともに、柔道衣の適正な表示を推進し、もって柔道の普及発展を図ることを目的とする。

### (指定大会における認証柔道衣等の着用義務)

第2条 全柔連が主催する大会のうち別紙に定める大会（以下「指定大会」という。）に出場する選手は、全柔連が次条に定める手続により、講道館柔道試合審判規定取扱い統一条項「柔道衣に関する規格規定」および全柔連が定める「全柔連主催大会における柔道衣および帯ガイダンス」、「全柔連主催大会における柔道衣および帯ガイダンス（新規格用柔道衣）」に定める規格に適合する旨認証した柔道衣および帯（以下「認証柔道衣等」という。）を着用しなければならない。

### (柔道衣および帯の認証手続等)

第3条 全柔連は、柔道衣および帯の規格検査機関、規格検査手順、規格検査費用および認証柔道衣等としての認証登録その他これらに付随する事項について、「公益財団法人全日本柔道連盟柔道衣規格検査手続き要領」に定める。

2. 認証柔道衣等を製造または販売しようとする者は、前項に定める要領に基づき、認証柔道衣等としての認証登録を受けなければならない。
3. 全柔連は、認証柔道衣等に対し、認証番号を付与する。
4. 認証柔道衣等を製造または販売する者は、全柔連が別途定める方法により、前項に基づき付与された認証番号（以下「認証ラベル」という。）を認証柔道衣等の所定の位置に明示しなければならない。
5. 国際柔道連盟が公認した柔道衣（その旨が表示されているものに限る）については、第1項から第3項の手続きにより、認証登録を受け認証番号を付与されたものに限り、前項の規程にかかわらず、認証ラベルの表示を要しない。

### (選手・役員等の不正行為に対する処分)

第4条 全柔連は、認証柔道衣等を着用せず、または認証柔道衣等を不正に改造した柔道衣または帯を着用して指定大会に出場した選手に対し、競技者規程第5条第

5号に該当する者として、同規程第7条に基づく処分を科すものとする。

2. 全柔連は、前項に基づく処分を受けた選手の当該処分の対象となった違反行為に、当該選手が所属する団体の役員等が関与していた場合、当該役員等に対し、競技者規程第13条に基づく処分を科すことができる。

(製造業者等の不正行為に対する処分)

第5条 認証柔道衣等を製造または販売する者が、認証柔道衣等ではない柔道衣または帯に認証番号を明示した場合、または認証柔道衣等の不正な改造を行い、もしくはこれに関与した場合、全柔連は、その者が製造または販売する認証柔道衣等の認証登録を取り消すことができる。

2. 前項に基づき自らが製造または販売する認証柔道衣等に認証登録を取り消された者は、取り消しを受けた日から3年間経過する日まで、自らが製造または販売する柔道衣および帯について、認証柔道衣としての認証登録を受けることができないものとする。

(認証ラベルの仕様・取り付け位置、柔道衣への氏名等の表示)

第6条 全柔連主催大会で着用する柔道衣に表示する認証ラベルの仕様、取り付け位置および柔道衣への氏名等の表示は規則で定める。

(本規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、常務理事会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成26年11月28日から施行する。
3. この規程は、平成27年10月30日から施行する。